

1 議案名

県費負担教職員のサービスの監督等の基準に関する規則の一部を改正する規則
について

2 提案理由

市町村立小中学校における事務の効率化を図るため、県費負担教職員の所属する学校の校長が市町村教育委員会に対し行うその勤務状況に係る報告の取扱いについて、所要の改正を行う必要がある。

教職員課

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 県費負担教職員のサービスの監督等の基準に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教 職 員 課</p>
	<p>担当者名 橋 本 隆</p>
	<p>電話番号 三 一 二 九</p>
<p>制定理由 市町村立小中学校における事務の効率化を図るため、県費負担教職員の所属する学校の校長が市町村教育委員会に対し行うその勤務状況に係る報告の取扱いについて、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 県費負担教職員の所属する学校の校長が市町村教育委員会に対し行うその勤務状況に係る報告の対象となる期間及び当該報告の期日を改めることとした。 二 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

県費負担教職員のサービスの監督等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

県費負担教職員のサービスの監督等の基準に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員のサービスの監督等の基準に関する規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「次の各号に定める期間」を「年度」に、「それぞれ当該各号に掲げる期日」を「翌年の四月二十日」に改め、同項各号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条第一項の規定は、令和三年度以降の勤務状況に係る報告について適用する。

1 改正の理由

市町村立小中学校における事務の効率化を目的として、県費負担教職員の所属する学校の校長が市町村教育委員会に対し行う当該職員の勤務状況に係る報告（以下「勤務報告」という。）の取扱いについて、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 勤務報告の対象となる期間を次のとおり改める。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 4月1日から7月31日まで | } の期間ごと → <u>年度ごと</u> |
| ② 8月1日から12月31日まで | |
| ③ 1月1日から3月31日まで | |

(2) (1)に係る勤務報告の期日を次のとおり改める。

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 8月10日 | } → <u>翌年4月20日</u> |
| ② 1月10日 | |
| ③ 4月10日 | |

3 施行期日

令和3年4月1日

改正後の規則の規定は、令和3年度以降の勤務報告について適用する。